

診療報酬とは、診察・検査・薬剤の使用などの医療行為に対する公定価格のことです。2年に一度、国で検討され、改定が行われています。

令和2年4月から診療報酬改定に伴い、皆さんの医療費負担額が一部変更になる場合があります。

診療報酬改定のポイント

- 1 令和2年4月から診療報酬が変更になる。
- 2 診療内容によって、皆さんの自己負担額が一部変わることがある。
- 3 今回の改定によって、これまで以上に地域の医療機関の役割が期待される。

医療機関が行う診察・検査・薬剤使用などの医療行為の公定価格のことを診療報酬と言います。今後の社会の形を見据えて、国民が必要とする分野の診療の強化や効率化などのために、**国は診療報酬を2年に一度改定**しています。医療機関は、決定された診療

報酬の「決まり」の中で保険診療を行い、治療を受けた皆さんに費用を請求しています。皆さんは、かかった費用の内、負担区分に応じて、費用の1～3割程度を窓口で支払っています。今回の改定では、「**医療機能の分化・強化・連携**」、「**かかりつけ医**」、「**医師の働き方改革**」等がキーワードとなります。医療や介護サービスなどを「提供する」側の医療機関等だけでなく、そのサービスを「受ける」皆さんにも影響があるため、変更についてきちんとお伝えし、知っていただきたいと思っています。**これまでの窓口の支払額に比べて、少なくなる方、多くなる方がいらっしゃいますが**、ご理解の程よろしくお願ひします。ご不明な点があればお気軽にお問い合わせください。



気軽に何でも相談できる！ 「かかりつけ医」

治療はもちろん、生活習慣のアドバイス、病気の予防、患者さんからの相談、時にはご家族からの相談などに対応する役割も地域の診療所は期待されています。

在宅医療や地域の保健・予防など気軽に何でも相談できるのが「かかりつけ医」です。引き続き、かかりつけ医への期待だけでなく、医療機関だけでなく地域の方や他事業所との多職種連携の取組みを進めることを求められています。皆さんと一緒に、安心して生活できる地域づくりについて考えていけたらと思っています。

**MEDICAL
FEE**

院長の認知症コラム COLUMN 「認知症とプライマリ・ケア」

平成30年度の診療報酬改定より、認知症サポート医とかかりつけ医の連携がよりしやすくなる制度改定が行われました。認知症の人とご家族を地域で支え、ともに生きる社会をつくることは私たちにとって、一生懸命取り組んでいく大事な課題です。国の制度や地域の力を活用し、住みやすい社会を創造しましょう。